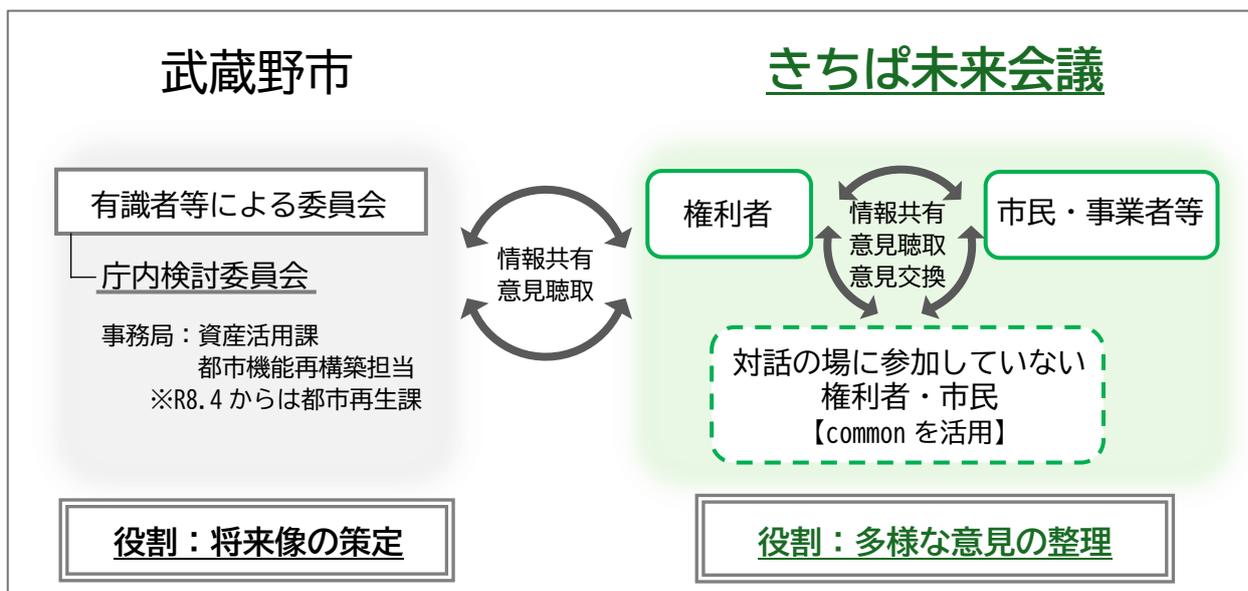


# きちば未来会議について

## 1 きちば未来会議の目的と位置付け

きちば未来会議（以下「本会議」という。）は、吉祥寺パークエリアまちの将来像（以下「将来像」という。）策定に向けて、市や市民、まちの関係者間での対話（情報共有・意見聴取・意見交換）を行う場です。将来にわたって様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、このエリアのまちづくりに対する多様な意見を整理することを目的としています。

したがって、将来像は、本会議が策定するのではなく、整理された意見を踏まえて、武蔵野市が策定していきます。



図：きちば未来会議の位置付けと役割

## 2 実施期間及び回数

令和8年3月から令和10年3月まで（計7回程度）

## 3 参加者

以下の該当者のうち、令和8年1月30日に参加決定の案内を受け取った人

- (1) 権利者（対象：井ノ頭通りとパークロードの沿道街区の土地・建物権利者）27名
- (2) 市民・事業者等（対象：(1)以外の方、来街者を含む）40名

※欠員により、本会議の目的達成に支障が生じる場合には、参加者を追加募集することがあります。

※企業や共同住宅の管理組合等からの参加者において、人事異動や理事の変更に伴って継続的な参加が困難となった場合には、原則後任の参加者を選出し、参加者を変更する旨を本会議の事務局までご連絡ください。

## 4 実施方法

- ・将来のまちづくりの方向性等に関し、共通の知識や情報を共有するための講義（オンライン形式を含む）や、将来像策定における重要なテーマについて意見交換するためのワークショップ等を行います。

- ・原則、権利者と市民・事業者等の2グループに分けて開催しますが、参加者間又はグループ間での意見の共通点や相違点を共有しながら進めていきます。なお、対話の状況を踏まえ、合同でも開催します。
- ・本会議に参加できない方を対象として、デジタルプラットフォームアプリ common を活用し、意見聴取を行い、参加者へ情報共有していきます。

## 5 運営体制

### (1) 事務局

武蔵野市総合政策部資産活用課（令和8年4月以降 都市整備部都市再生課）が行います。

### (2) 運営補助

市から受託した事業者が、事務局の運営補助を行います。

## 6 本会議における意見の取扱等

### (1) 発言者のプライバシーの確保

- ・本会議での意見は、発言者の氏名や所属する企業名・団体名がわからない形で整理します。

### (2) 記録の作成と公開

- ・各回の意見は事務局が取りまとめ、後日市 HP 等で公開します。
- ・記録の公表にあたり、発言者への内容確認は原則行いません。なお、特定の企業や個人が不利益を被る可能性のある意見は、非公開とします。
- ・記録作成のため、各グループでの対話の録音、写真及び動画撮影を行います。

### (3) 進行における公平性の確保

- ・進行に当たっては、発言者や発言内容に偏りが生じないように努めます。

## 7 傍聴受入

市からの情報提供については、原則傍聴席からの傍聴を受け入れます。

## 8 対話のルール

- ・他の参加者の意見を否定せず、少数意見を傾聴するなど、お互いを尊重した対話を行いましょ
- う。
- ・対話が困難になる恐れのある「高圧的な言動」「不規則発言」は行わないようにしましょう。なお、再三の注意を受けても改善されない場合には、事務局の判断によって退出を指示する場合があります。
- ・他の参加者に対して、フルネームや所属等を共有する必要はありません。なお、自らの意思での発言は妨げません。
- ・企業・団体等からの参加者の意見は、必ずしも所属する組織を代表する意見ではないことを理解して、対話を行いましょ
- う。
- ・市や特定の企業・団体等に対しての要望の場ではないことを理解しましょ
- う。

作成 武蔵野市総合政策部資産活用課